

代用有価証券等の掛目の変更に伴う  
「業務方法書の取扱い」等の一部改正について

I. 改正趣旨

代用有価証券（充用有価証券）の代用価格（充用価格）算出のために時価に乘すべき率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うこととし、「業務方法書の取扱い」、「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」、「商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い」、「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」、「CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い」、「金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い」及び「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

○ 時価に乘すべき率の見直し

- 証券取引等清算業務において代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乘じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。
- CDS清算業務、金利スワップ取引清算業務及び国債店頭取引清算業務において代用有価証券の代用価格算出のために時価に乘じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。

(備 考)

- ・業務方法書の取扱い 第6条の4及び別表第1
- ・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 第2条の2第2項及び別表4
- ・商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い 第18条第2項及び別表第1
- ・商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 第4条第2項及び別表3
- ・CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い 別表1
- ・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い 第18条の2第2項及び別表1
- ・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い 第24条第5項

III. 施行日

上記II. 1. 記載の改正規則については令和7年9月16日、上記II. 2. 記載の改正規則については令和7年8月25日から施行する。

以 上

「業務方法書の取扱い」等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 業務方法書の取扱い
2. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い
3. 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い
4. 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い
5. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い
6. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い
7. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い

## 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(当社が指定する通貨)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>2 業務方法書第15条の2第3項、第16条第4項、第52条第2項及び第70条第2項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、<u>100分の94</u>とする。</p>	<p>(当社が指定する通貨)</p> <p>第6条の4 (略)</p> <p>2 業務方法書第15条の2第3項、第16条第4項、第52条第2項及び第70条第2項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、<u>100分の95</u>とする。</p>

## 別表第1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適當と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの		<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p>
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)		<p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p>
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	<p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の97</p>
		<p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p>

## 別表第1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適當と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの		<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p>
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)		<p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p>
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	<p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の98</p>
		<p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p>

			c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87			c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の91
政府保証債券 金融商品取引法施行令 第2条の11 に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	政府保証債券 金融商品取引法施行令 第2条の11 に定める債券である円貨債券(注3)	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市 場における前日の 最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市 場における前日の 最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の89 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88
	グレートブリテン および北アイルランド連合王国政府 が発行する英pond建債券	ロンドン 市場における前日 の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の87 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の85 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77	グレートブリテン および北アイルランド連合王国政府 が発行する英pond建債券	ロンドン 市場における前日 の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	ドイツ連邦共和国 政府の発行する ユーロ建債券	フランク フルト市 場における 前日の最 終の気 配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の85	ドイツ連邦共和国 政府の発行する ユーロ建債券	フランク フルト市 場における 前日の最 終の気 配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の80
	フランス共和国政 府の発行するユ ーロ建債券	パリ市 場における 前日の最 終の气 配相场	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83	フランス共和国政 府の発行するユ ーロ建債券	パリ市 場における 前日の最 終的气 配相场	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の82

地方債証券 (注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (6) 残存期間30年超のもの 100分の95				
特殊債券 (政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94				
社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (6) 残存期間30年超のもの 100分の98				
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の90 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98 (6) 残存期間30年超のもの 100分の98				
(略)										
(注) 1. ~ 4. (略)										
2 ~ 7 (略)										
付 則										
この改正規定は、令和7年9月16日から施行する。										

## 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国通貨の取扱い)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 取引証拠金規則第11条、第16条及び第20条の2で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、<u>100分の94</u>とする。</p>	<p>(外国通貨の取扱い)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 取引証拠金規則第11条、第16条及び第20条の2で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、<u>100分の95</u>とする。</p>
<p>別表4</p> <p>代用有価証券の時価に乘すべき率に関する表</p> <p>第9条に規定する時価に乘すべき率として当社が定める率は以下のとおりとする。</p>	<p>別表4</p> <p>代用有価証券の時価に乘すべき率に関する表</p> <p>第9条に規定する時価に乘すべき率として当社が定める率は以下のとおりとする。</p>

## 有価証券等の種類

## 時価に乘すべき率

国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	
	a 残存期間1年以内のもの	100分の99
	b 残存期間1年超5年以内のもの	<u>100分の99</u>
	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の98
	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の96
	e 残存期間20年超30年以内のもの	100分の93
	f 残存期間30年超のもの	100分の92
	(2) 変動利付国債	
	a 残存期間1年以内のもの	100分の99
	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99
	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の99
	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の99
	(3) 物価連動国債	
	a 残存期間1年以内のもの	100分の99
	b 残存期間1年超5年以内のもの	<u>100分の99</u>
	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の98
	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の98
	e 残存期間20年超30年以内のもの	100分の98
	f 残存期間30年超のもの	<u>100分の98</u>

## 有価証券等の種類

## 時価に乘すべき率

国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	
	a 残存期間1年以内のもの	100分の99
	b 残存期間1年超5年以内のもの	<u>100分の98</u>
	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の98
	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の96
	e 残存期間20年超30年以内のもの	100分の93
	f 残存期間30年超のもの	100分の92
	(2) 変動利付国債	
	a 残存期間1年以内のもの	100分の99
	b 残存期間1年超5年以内のもの	<u>100分の99</u>
	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の99
	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の99
	(3) 物価連動国債	
	a 残存期間1年以内のもの	100分の99
	b 残存期間1年超5年以内のもの	<u>100分の98</u>
	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の98
	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の98
	e 残存期間20年超30年以内のもの	100分の98
	f 残存期間30年超のもの	<u>100分の98</u>

	<p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の87</p>	<p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の91</p>
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の92</p>	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の92</p>
アメリカ合衆国財務省証券	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の88</p>	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の89</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の88</p>
グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の87</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の85</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の77</p>	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の77</p>
外国国債証券	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の85</p>	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の80</p>
ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の85</p>	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の80</p>
フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の83</p>	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の82</p>

地方債証券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99	地方債証券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99
	(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99		(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99
	(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98		(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98
	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96		(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96
	(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94		(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95
	(6) 残存期間30年超のもの 100分の94		(6) 残存期間30年超のもの 100分の95
特殊債券(政府保証債券を除く。) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99	特殊債券(政府保証債券を除く。) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99
	(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99		(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99
	(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98		(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98
	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96		(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96
	(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94		(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95
	(6) 残存期間30年超のもの 100分の92		(6) 残存期間30年超のもの 100分の94
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99	円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99
	(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99		(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99
	(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98		(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98
	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90		(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98
	(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の90		(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98
	(6) 残存期間30年超のもの 100分の90		(6) 残存期間30年超のもの 100分の98
付 則			
この改正規定は、令和7年9月16日から施行する。			

## 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新		旧		
(当社が指定する通貨)		(当社が指定する通貨)		
第18条 (略)		第18条 (略)		
2 業務方法書第68条第4項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の94</u> とする。		2 業務方法書第68条第4項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の95</u> とする。		
別表第1 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表		別表第1 充用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		
1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適當と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。		1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適當と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率		
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの		(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99		
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)		(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 f 残存期間30年超のもの 100分の97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98		
売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)において上場されているもの				
金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)				

			d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87			d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の91
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されていらないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されていらないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券 グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場 ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場 グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	100分の94 100分の92 100分の91 100分の89 100分の88 100分の88	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の89 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の85	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券 フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	100分の92 100分の90 100分の89 100分の86 100分の83 100分の80	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の80
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83	パリ市場における前日の最終の気配相場	100分の92 100分の90 100分の88 100分の86 100分の83 100分の82	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の82

地方債証券 (注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94	地方債証券 (注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (6) 残存期間30年超のもの 100分の95
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92		特 殊 債 券 (政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
特 殊 債 券 (政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92		日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の90 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90	円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。)(注3)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98 (6) 残存期間30年超のもの 100分の98
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の90 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90		(略)	(略)	(略)

(注) 1. ~ 4. (略)

2 ~ 7 (略)

### 付 則

この改正規定は、令和7年9月16日から施行する。

## 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国通貨の取扱い)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 取引証拠金規則第14条、第18条及び第23条で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、<u>100分の94</u>とする。</p>	<p>(外国通貨の取扱い)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 取引証拠金規則第14条、第18条及び第23条で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、<u>100分の95</u>とする。</p>
<p>別表3</p> <p>充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。</p>	<p>別表3</p> <p>充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。</p>

有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p>
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)		<p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の97</p>
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	<p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p>

有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p>
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)		<p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p> <p>c 殮存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 殮存期間10年超20年以内のもの 100分の98</p> <p>e 殮存期間20年超30年以内のもの 100分の98</p> <p>f 殮存期間30年超のもの 100分の98</p>
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	<p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 殮存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 殮存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p>

			c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87			c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の91
政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所(注3)において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所(注3)において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (6) 残存期間30年超のもの 100分の95
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)(注5)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所(注3)における最終価格(注5)	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (6) 残存期間30年超のもの 100分の94
(略)						
(注) 1. ~ 7. (略)						
3 (略)						
付 則						
この改正規定は、令和7年9月16日から施行する。						

## CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧						
別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表			別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表						
代用有価証券の代用価格等に関する表			代用有価証券の代用価格等に関する表						
代用有価証券の種類		時価(注1)	時価に乘すべき率(注2)						
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92				
			(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99		(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99				
売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注3)における最終価格(注4)		(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87	売買参考統計値が発表されないもののうち国内の金融商品取引所(注3)における最終価格(注4)	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の91				
			(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の89 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88				
アメリカ合衆国財務省証券		ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場における価格を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の1米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額							
(注) 1. ~ 4. (略)			(注) 1. ~ 4. (略)						
付 則									
この改正規定は、令和7年8月25日から施行する。									

## 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧																																				
(当社が定める外国為替相場等) 第18条の2 (略)			(当社が定める外国為替相場等) 第18条の2 (略)																																				
2 業務方法書第17条第3項に規定する当社が定める率は、 <u>100分の94</u> とする。			2 業務方法書第17条第3項に規定する当社が定める率は、 <u>100分の95</u> とする。																																				
別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表 代用有価証券の代用価格等に関する表			別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表 代用有価証券の代用価格等に関する表																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>代用有価証券の種類</th><th>時価 (注1)</th><th>時価に乘すべき率 (注2)</th><th>代用有価証券の種類</th><th>時価 (注1)</th><th>時価に乘すべき率 (注2)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</td><td rowspan="2">当該売買参考統計値のうち平均値</td><td>           (1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)            a 残存期間1年以内のもの            100分の99            b 残存期間1年超5年以内のもの            100分の99            c 残存期間5年超10年以内のもの            100分の98            d 残存期間10年超20年以内のもの            100分の96            e 残存期間20年超30年以内のもの            100分の93            f 残存期間30年超のもの            100分の92         </td><td rowspan="2">日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</td><td rowspan="2">当該売買参考統計値のうち平均値</td><td>           (1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)            a 残存期間1年以内のもの            100分の99            b 残存期間1年超5年以内のもの            100分の98            c 残存期間5年超10年以内のもの            100分の98            d 残存期間10年超20年以内のもの            100分の96            e 残存期間20年超30年以内のもの            100分の93            f 残存期間30年超のもの            100分の92         </td></tr> <tr> <td>           (2) 変動利付国債            a 残存期間1年以内のもの            100分の99            b 残存期間1年超5年以内のもの            100分の99            c 残存期間5年超10年以内のもの            100分の99            d 残存期間10年超20年以内のもの            100分の99         </td><td>           (2) 変動利付国債            a 残存期間1年以内のもの            100分の99            b 残存期間1年超5年以内のもの            100分の99            c 残存期間5年超10年以内のもの            100分の99            d 残存期間10年超20年以内のもの            100分の99         </td></tr> <tr> <td rowspan="2">売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</td><td rowspan="4">金融商品取引所 (注3)における最終価格 (注4)</td><td>           (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債            a 残存期間1年以内のもの            100分の99            b 残存期間1年超5年以内のもの            100分の99            c 残存期間5年超10年以内のもの            100分の98            d 残存期間10年超20年以内のもの            100分の94            e 残存期間20年超30年以内のもの            100分の91            f 残存期間30年超のもの            100分の87         </td><td rowspan="2">売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</td><td rowspan="4">金融商品取引所 (注3)における最終価格 (注4)</td><td>           (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債            a 残存期間1年以内のもの            100分の99            b 残存期間1年超5年以内のもの            100分の99            c 残存期間5年超10年以内のもの            100分の98            d 残存期間10年超20年以内のもの            100分の96            e 残存期間20年超30年以内のもの            100分の93            f 残存期間30年超のもの            100分の91         </td></tr> <tr> <td>           (1) 残存期間1年以内のもの            100分の94            (2) 残存期間1年超5年以内のもの            100分の92            (3) 残存期間5年超10年以内のもの            100分の91            (4) 残存期間10年超20年以内のもの            100分の88            (5) 残存期間20年超30年以内のもの            100分の88            (6) 残存期間30年超のもの            100分の88         </td><td>           (1) 残存期間1年以内のもの            100分の94            (2) 残存期間1年超5年以内のもの            100分の92            (3) 残存期間5年超10年以内のもの            100分の91            (4) 残存期間10年超20年以内のもの            100分の89            (5) 残存期間20年超30年以内のもの            100分の88            (6) 残存期間30年超のもの            100分の88         </td></tr> <tr> <td colspan="3">(注) 1.～4. (略)</td><td colspan="3" rowspan="2">(注) 1.～4. (略)</td></tr> <tr> <td colspan="6">           付 則            この改正規定は、令和7年8月25日から施行する。         </td></tr> </tbody> </table>						代用有価証券の種類	時価 (注1)	時価に乘すべき率 (注2)	代用有価証券の種類	時価 (注1)	時価に乘すべき率 (注2)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92	(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99	(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所 (注3)における最終価格 (注4)	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所 (注3)における最終価格 (注4)	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の91	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の89 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88	(注) 1.～4. (略)			(注) 1.～4. (略)			付 則 この改正規定は、令和7年8月25日から施行する。					
代用有価証券の種類	時価 (注1)	時価に乘すべき率 (注2)	代用有価証券の種類	時価 (注1)	時価に乘すべき率 (注2)																																		
日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92																																		
		(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99			(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99																																		
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所 (注3)における最終価格 (注4)	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の91 f 残存期間30年超のもの 100分の87	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所 (注3)における最終価格 (注4)	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の91																																		
		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88			(1) 残存期間1年以内のもの 100分の94 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の89 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88																																		
(注) 1.～4. (略)			(注) 1.～4. (略)																																				
付 則 この改正規定は、令和7年8月25日から施行する。																																							

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(代用国債証券の取扱い)	(代用国債証券の取扱い)
第24条 (略)	第24条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 業務方法書第70条の8第2項に規定する当社が定める時価は、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る価格の平均値とし、当社が定める率については、次の各号に掲げる国債証券の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。	5 業務方法書第70条の8第2項に規定する当社が定める時価は、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る価格の平均値とし、当社が定める率については、次の各号に掲げる国債証券の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 利付国債及び割引国債 (変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	(1) 利付国債及び割引国債 (変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)
a (略)	a (略)
b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u>	b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の98</u>
c~f (略)	c~f (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) 物価連動国債	(3) 物価連動国債
a (略)	a (略)
b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u>	b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の98</u>
c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u>	c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u>
d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の97</u>	d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の98</u>
e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の97</u>	e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の98</u>
f 残存期間30年超のもの <u>100分の97</u>	f 残存期間30年超のもの <u>100分の98</u>
(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債
a (略)	a (略)
b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u>	b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の98</u>
c (略)	c (略)
d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の94</u>	d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u>
e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の91</u>	e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の93</u>
f 残存期間30年超のもの <u>100分の87</u>	f 残存期間30年超のもの <u>100分の91</u>

(5) (略) 6・7 (略)	(5) (略) 6・7 (略)
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年8月25日から施行する。</p>	